

令和6年度 さいたま市立慈恩寺小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が「つよく」「ただしく」「なかよく」学校生活を送ることができるよう、いじめが起きていない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立慈恩寺小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- ①学校の教職員がいじめの兆し、小さな芽に気づくアンテナを高くもち、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ②学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- ③いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- ④学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

※いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導部員、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、民生児童委員
- (3) 開催
 - ア 定例会（毎月1回開催）
 - イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催）
 - ウ 臨時部会（必要に応じて、校長が必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に挙げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があつた時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（P D C Aサイクルの実行を含む）

2 慈恩寺小学校 児童代表委員会

- (1) 目的:いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：運営委員長、運営副委員長、運営委員会書記、運営委員、各学級代表委員
- (3) 開催：定例会（月に1回）
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 - 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
 - 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
 - (2) 道徳の時間を通して
 - 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「B 主として他の人とのかかわりに関するこ」の内容項目を取り上げて指導する。
- 2 「いじめ撲滅強化月間」（6月）の取組を通して
 - 実施要項に基づき、各学校や児童生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導。
 - ・学校だよりや P T A広報誌による家庭や地域への広報活動

- 3 「人間関係プログラム」を通して
- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
- 各学期当初に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
 - 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 直接体験の場や機会を通して
- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして
- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。
- 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して
- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようとする。
 - 授業の実施：1年生～6年生 2学期末まで
- 5 メディアリテラシー教育を通して
- (1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施
- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくスマートフォンやタブレットを使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
 - 「スマホ・タブレット安全教室」の実施：5年
- 6 保護者との連携を通して
- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
 - (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
 - (3) 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

- 1 日頃の児童生徒の観察
- 早期発見のポイント
- ・児童の些細な変化に気づくこと。
 - ・気づいた情報を共有すること。
 - ・情報に基づき、速やかに対応すること。
- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる
- (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる
- (5) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる
- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月（年3回） ※必要に応じて実施する。
- (2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童について、記録をとり保存し、必要に応じて管理職、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任に報告する。
- 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告
- (1) 簡易アンケートを「心と生活のアンケート」実施月以外の月に実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

(2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談日（週間）の実施

- (1) 11月に教育相談月間を設定する。
- (2) 年に11回教育相談日を設定するが、必要・要請に応じて随時行う。
- (3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

- ①教育相談だよりの発行
- ②さわやか教育相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：学校評価の保護者アンケート年 1回（11月）
- (2) アンケート結果の活用：アンケート結果をもとに、必要に応じて保護者から情報収集を行い、児童と面談を行う。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生児童委員・主任児童委員：年 1回（7月）
- (2) 防犯ボランティア：年 2回（6・3月）
- (3) 学校運営協議会：年 3回（5・11・2月）
- (4) 教育懇談会：年 1回（2月）

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

各担当は、あらゆる段階で、管理職に報告・連絡・相談を行う。

- 校長は、・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指導を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指導の補佐を行う。必要があればいじめのあった学年に入る。警察等関係機関への連絡・調整を行う。
- 教務主任は、・・・校長・教頭の補佐を行う。
必要があればいじめのあった学年に入り、情報収集を行う。担任が情報収集をしている間、他の児童の管理を行う。
- 担任は、・・・事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
いじめられた児童やいじめた児童の保護者に連絡し、事実を伝える。また、指導の協力を仰ぐ。
- 学年担当は、・・・担任・学年主任とともに、担当する学年の児童の情報収集を行う。
- 学年主任は、・・・担当する学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長・教頭に報告する。
- 生徒指導主任は、・・・児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、・・・問題の背景に教育相談的な課題が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 特別支援教育コーディネーターは、・・・問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、・・・保健室に来室する児童の様子を把握し、異変を感じた時には担任や学年主任に情報提供を行う。
いじめられた児童の避難場所として、いじめられた児童の心身をケアし、支援

を行う。

- さわやか相談員は、・・・児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、・・・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリングを行う。
- 保護者は、・・・家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、・・・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」に基づいた対処を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連續して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。
 - ア) いじめ対策委員会を速やかに開催し、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底：年度当初の職員会議で校内全教職員に伝達を行う。
- (2) 取組評価アンケートの実施・結果の検証：「取組評価アンケート」をもとに話し合われた基本方針の見直しについて、学期当初の職員会議で全教職員に伝達を行う。

2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」

- 授業規律：年度当初の職員会議で授業規律についての周知徹底を行う。
 - 時間で席に着くこと。
 - 授業中の私語はしないこと。
 - 忘れ物をしないこと。
 - 立ち歩かないこと。
 - 返事をすること。
 - 字を丁寧に書くこと。

- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修

- 児童理解など：夏季休業中に生徒指導主任・教育相談主任を中心に児童理解に係る研修を行う。

- (3) 情報モラル研修

- 携帯電話・インターネットへの理解など：夏季休業中にICT・情報教育主任を中心に、教職員の携帯電話・インターネットに対する理解を深めるための研修を行う。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するために、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：児童の学校評価アンケートと併せて11月とする。

- (2) いじめ対策委員会の開催時期：5月・8月・12月とする。

- (3) 校内研修会等の開催時期：8月とする。